

昭和 39 年 5 月 1 日

規則第 98 号

大阪市中心卸売市場事務分掌規則

(市場長等)

第 1 条 中央卸売市場（以下「市場」という。）に市場長を置く。

- 2 市場長は、本市職員の中から市長が命ずる。
- 3 市場長は、上司の命を受けて市場の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- 4 市場長に事故があるとき又は市場長が欠けたときは、あらかじめ市場長が定める職員が市場長の職務を行う。

(場)

第 2 条 市場に場を置く。

本 場
東 部 市 場
南 港 市 場

(事務分掌)

第 3 条 場を除く市場の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 市場業務の広報に関する事
 - (2) 市場の関係事業者の業務の改善指導、青果、水産物、加工食料品及び食肉の卸売業務の許
可等、卸売業者に対する指導監督並びに関係機関との連絡調整に関する事
 - (3) 市場の関係事業者の検査に関する事
 - (4) 市場業務に係る調査統計に関する事
 - (5) 市場における取扱品の卸売の数量及び価格の公表に関する事
 - (6) 市場業務の技術的総括に関する事
 - (7) 場の主管に属しない事
- 2 場の事務分掌は、次のとおりとする。

本 場

- (1) 市場施設の使用許可及び工作物の設置の承認に関する事
- (2) 使用料、保証金等の徴収に関する事

- (3) 場内の保安交通、清掃及び防疫に関すること
- (4) 施設及び設備の整備及び維持管理に関すること
- (5) 場の関係事業者の業務の改善指導に関すること
- (6) 青果、水産物及び加工食品の仲卸業務の認定等並びに仲卸業者等に対する指導監督に関すること

- (7) 農産物及び水産物関係の産地との連絡調整に関すること

東 部 市 場

- (1) 市場施設の使用許可及び工作物の設置の承認に関すること
- (2) 使用料、保証金等の徴収に関すること
- (3) 場内の保安交通、清掃及び防疫に関すること
- (4) 施設及び設備の整備及び維持管理に関すること
- (5) 場の関係事業者の業務の改善指導に関すること
- (6) 青果及び水産物の仲卸業務の認定等並びに仲卸業者等に対する指導監督に関すること
- (7) 農産物及び水産物関係の産地との連絡調整に関すること

南 港 市 場

- (1) 市場施設の使用許可及び工作物の設置の承認に関すること
- (2) 使用料、手数料及び保証金等の徴収に関すること
- (3) 場内の保安交通、清掃及び防疫に関すること
- (4) 施設及び設備の整備及び維持管理に関すること
- (5) 場の関係事業者の業務の改善指導に関すること
- (6) 食肉の仲卸業務の認定等及び仲卸業者等に対する指導監督に関すること
- (7) 食肉関係の産地との連絡調整に関すること
- (8) 場における取扱品の卸売の数量及び価格の公表に関すること
- (9) 家畜の検診、とさつ及び解体に関すること

(職の設置等)

第4条 場に場長を置く。

- 2 市場に企画運営担当部長及び経営改善担当部長を置く。
- 3 担当部長は、その職名に冠された事務を所管するほか、市場長が定める事務を所管する。
- 4 市場に総務担当課長、企画担当課長及び設備・施設担当課長を置き、南港市場に将来戦略プラン担当課長及び衛生管理担当課長を置く。

- 5 前項に定めるもののほか、市場に担当課長代理、担当係長又は主査を置くことがある。
- 6 場に保健主幹、副場長、保健副主幹、担当係長又は主査を置くことがある。
- 7 担当課長代理の職名には、市長が定める所管事務を冠するものとする。
- 8 担当課長及び担当課長代理は、その職名に冠された事務を専管するほか、市場長が定める事務を専管する。この場合において、市場に同一の職名の担当課長又は担当課長代理が複数置かれているときは、当該担当課長又は担当課長代理の事務分担は、市場長が定める。
- 9 特に必要があるときは、市場に参事又は副参事、場に副参事を置く。
- 10 担当部長、場長、担当課長、保健主幹、参事、副場長、担当課長代理、保健副主幹、副参事、担当係長及び主査は、本市職員のうちから市長が命ずる。
- 11 担当部長、場長、担当課長、保健主幹、副場長、担当課長代理、保健副主幹、副参事、担当係長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。
- 12 保健主幹、副場長、保健副主幹、副参事、担当係長及び主査の事務分担並びに担当係長及び主査以上を除く所属員の配置及び事務分担は、市場長が定める。

(担当の設置)

第5条 市場長は、市場の分掌事務を処理する単位として、担当課長をリーダーとし、所属員で構成されるグループを置くことができる。

2 前項の規定により置かれるグループは担当と称し、担当の名称には市場長が定める所管事務を冠するものとする。

3 市場長は、第1項の規定により担当を置いたとき又は担当の編成若しくは名称を変更したときは、市長に報告しなければならない。

(宿直員)

第6条 市場長は、必要な宿直員を置かなければならない。

附 則 (令和4年4月8日規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。